一般社団法人日本パラカヌー連盟
アスリート委員会規程

（総則）

第1条

本規程は、一般社団法人日本パラカヌー連盟(以下「連盟」という)のアスリート委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

2　本委員会は連盟定款第 40 条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法などは本規程の定めるところによる。

（目的）

第2条

本委員会は、カヌー競技に関連するあらゆる事案について、連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにカヌー競技の普及発展に寄与することを目的とする。

（協議事項）

第3条

本委員会は、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答弁または報告する。

（1）　アンチ･ドーピングの教育や啓発に関すること
（2）　クラス分けにの教育に関すること
（3）　競技･強化環境の改善や整備に関すること
（4）　パラリンピックムーブメントの推進活動に関すること
（5）　サポート環境の整備･改善に関すること
（6）　アスリートの社会貢献や国際貢献･交流、地位向上に資すること
（7）　アスリートのセカンドキャリアの支援に関すること
（8）　カヌーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
（9）　連盟主催事業に協力しカヌーの普及発展に寄与すること
（10）　JPCアスリート委員会との協力･連携に関すること
（11）　SNSの活用などを通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること
（12）　その他アスリートに関すること

（構成）

第4条

（1）委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長　1 名

副委員長　1～2 名

委員　12 名以内

（2）委員長は、アスリートの中からアスリートにより決定され、理事会の承認を得て会長が任命する。

（3）委員は、アスリートの中からアスリートにより決定され、理事会の承認を得て会長が任命する。

（委員の資格）

第5条

（1）現役アスリートは、年齢が 16 歳以上でかつ連盟登録競技者で過去 2 年以内に全国大会に出場した経験があるものとする。

（2）アスリート経験者は、連盟登録競技者で、全国大会または国際レベルの競技会にアスリートとして出場した経験を有するものとする。

（3）本委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反、クラス分け規則違反による制裁を受けたことが無いものでなければならない。

（4）委員は、礼節を尊重し社会的規範を守り、全アスリートの規範にならなくてはならない。

（5）委員は定められた会議に出席し、公正な立場で意見を述べなければならない。

（任期）

第6条

（1）委員長、副委員長、委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

（2）委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現認者の残任期間とする。

（3）委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

（委員会の開催）

第7条

（1）委員会は、半期ごとに 1 回以上開催するものとし、委員長が招集する。

（2）委員は必要によりいつでも委員会の開催を求めることが出来る。

（3）会長、副会長、理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

（議長と委員会運営）

第8条

（1）委員会の議長は、委員長とする。

（2）委員会を開催する際は、その委員会の議事録を残すこととする。

（3）欠席する者は予め書面を以て欠席の理由及び委員会に付議される事項についての意思を示すこと。

（決議）

第9条

委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。但し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（活動計画等）

第 10 条

（1）委員長は、年間の活動計画を策定するものとし、予算は事務局が策定し、理事会の承認を得なければならない。

（2）委員会の活動（会議を除く）にあたっては、連盟の旅費規程に準ずる。

（事務局）

第 11 条

委員会の事務は事務局が行う。

附則

（1）本規程の改廃は、理事会の決議による。

（2）本規程は 2019 年 6 月 12 日より施行する。

（3）2024 年 3 月 25 日　改訂

（4）2024 年 7 月 18 日　改訂